

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年2月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600383号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600216号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月30日の標準賞与額を7万6,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月30日

A社から賞与が支給されていたが、請求期間の標準賞与額の記録がない。賞与は支給されていたので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が年金事務所に提出した賃金台帳により、請求者は、平成20年12月に事業主から8万1,000円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、7万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額等から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払

届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600384号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600217号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月30日の標準賞与額を3万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月

A社から賞与が支給されていたが、請求期間の標準賞与額の記録がない。賞与は支給されていたので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主が年金事務所に提出した賃金台帳により、請求者は、平成20年12月に事業主から3万3,000円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、3万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額等から、3万1,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、金融機関から提出された預金取引明細表の振込日から平成20年12月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600615号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600220号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月5日の標準賞与額を35万4,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月5日

A社から育児休業期間中である平成23年12月5日に賞与が支給されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与の記録がないので、請求期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2011年12月賞与明細書、A社の事業を承継するB社から提出された請求者に係る賞与台帳(2011年12月5日支給分)及び平成23年給与所得に対する所得税源泉徴収簿(以下、併せて「賞与明細書等」という。)により、請求者は、請求期間においてA社から35万4,000円の標準賞与額に相当する賞与(35万4,700円)の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、上述の規定には、育児休業等をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等において確認できる賞与額から、35万4,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600623号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600218号

第1 結論

昭和59年3月から同年9月までの期間及び昭和61年10月から昭和62年9月までの期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年3月から同年9月まで
② 昭和61年10月から昭和62年9月まで

私は、昭和54年4月1日から平成22年9月1日までB社に勤務した。在職期間中に4回の海外駐在があったが、当該海外駐在に係る期間のうち、請求期間①及び②の標準報酬月額が下がっている。海外勤務者の給与は、日本国内勤務者の給与体系と別ではあったが、請求期間①及び②ともに給与が下がった覚えはないので請求期間について、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求対象事業所は、請求期間①及び②の標準報酬月額に係る届出の事実を確認できる資料を保管していないものの、当該期間は研修派遣期間や海外駐在期間の給与等が影響する期間のため、標準報酬月額が下がった要因として時間外手当、扶養手当等の各種手当の増減が要因として考えられる旨回答している。

また、C年金基金は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金基金記録は、D年金基金が代行返上する際に国の記録と突合しており、国の記録と一致している旨陳述している。

さらに、請求者は、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が分かる資料を保管していない上、請求者と同じく海外駐在したことのある複数の同僚は、海外駐在中の給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を保管しておらず、海外駐在期間に係る標準報酬月額が下がったことがある旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600645号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600219号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年3月31日から同年4月1日まで
② 平成7年3月31日から同年4月1日まで

私は、請求期間①については昭和63年3月31日まで、請求期間②については平成7年3月31日までA事業所C施設にD職として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が昭和63年3月31日及び平成7年3月31日となっているので記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については昭和63年3月31日まで、請求期間②については平成7年3月31日まで、いずれもA事業所C施設にD職として勤務していた旨主張している。

しかしながら、B社から提出された請求者の請求期間に係る人事記録(乙)によると、任期を1日とするD職として採用され、任命権者が別段の措置をしない限り、請求期間①は昭和63年3月30日まで、請求期間②は平成7年3月30日まで任用を日日更新し以後更新しない旨記載されていることが確認できる。

また、上述の人事記録には、請求期間①については昭和63年3月31日付けで「昭和63年3月30日限り退職した」、請求期間②については平成7年3月31日付けで「平成7年3月30日限り退職した」と記載されているところ、B社の社会保険事務担当者は、非常勤職員のD職として採用された者について、請求期間当時は3月30日が離職日となる雇用契約を結んでいた旨陳述しており、同社は、請求者に係る昭和63年3月分及び平成7年3月分の厚生年金保険料は給与から控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600379号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第1600003号

第1 結論

昭和32年2月18日から昭和36年2月1日までの請求期間及び昭和37年10月1日から昭和44年10月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年2月18日から昭和36年2月1日まで

② 昭和37年10月1日から昭和44年10月1日まで

年金記録を確認したところ、請求期間に脱退手当金を支給されていることが分かった。しかし、脱退手当金をもらった記憶はないので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和36年2月1日の前後3年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした64人の支給記録を確認したところ、40人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち36人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、複数の同僚は会社が脱退手当金の請求手続を行った旨回答していることを踏まえると、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上述の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、請求期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約2か月後の昭和36年4月4日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに請求期間①について脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

請求期間②について、B社に係る脱退手当金は請求者にとって2回目の支給記録であるところ、請求期間②に係る厚生年金保険の記号番号は請求期間①と異なる記号番号で払出されており、同社に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、請求期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和44年10月1日から約2か月後の昭和44年12月12日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、請求期間②について脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。